

岐阜県公報

第二千三百六十三号
(火曜日)

（知的障害者）

目 次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

（特別支援教育課）四八二一
ページ

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月十七日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶽

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

（治 山 課）四八四
（同）四八八

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部
を次のように改正する。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業計画の決定
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

（商業流通課）四九〇
（同）四九一
（同）四九二
（農地整備課）四九二
（建設政策課）四九一

別表中

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校		岐阜県立郡上特別支援学校			
下呂分校		高等部	中学部	小学部	高等部
学校	中学部	小学部	の課程	全日制	全日制
由 知					

育 知的障害者
自由者に対

卷之三

岐阜県告示第二百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事 古田

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字興神平五九五の一、五九五の二、五九五の三、字
奥治郎洞五九五五の一から五九五五の三まで、字治良洞五九五六の一、五九五六の一、
五九五六の一、字狐塚七九五六の六、七九五六の一四、七九五六の一八、字落ヶ洞七
九五七の一、七九六四の三、七九六四の四、七九六四の二四

二 指定の目的

三 指定施業要件

一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて総覽に供する。)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所	飛驒市神岡町小萱字坂山丘三一〇一
二 指定の目的	
三 土砂の流出の防備	
(一) 立木の伐採の方法	1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度	1 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(三) 指定施業要件	1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
岐阜県告示第三百一十四号	森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十四年七月十七日	
岐阜県知事 古 田 肇	

一 保安林予定森林の所在場所	郡上市高鷲町大鷲字若高一七九一、一七九三の一、一七九三の二、一七九四の一から一七九四の三まで、一七九五から一七九八まで、一八〇〇の一、一八〇〇の二、一八〇一、一八〇一、一八〇三の一、一八〇三の二、一八〇四、一八〇五の一、一八〇五の二、一八〇六
二 指定の目的	
三 土砂の流出の防備	
(一) 立木の伐採の方法	1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度	1 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(三) 指定施業要件	1 立木の伐採の方法 2 主伐は、択伐による。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
岐阜県告示第三百一十五号	森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十四年七月十七日	
岐阜県知事 古 田 肇	

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一十六号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字元夕用五五一の一、五五〇の一・五五一の四・五五一の五

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一十八号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字川戸洞六五八八の一、六五八八の二の五、六五八八の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

岐阜県告示第三百一十七号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字川戸洞六五八八の一、六五八八の二の五、六五八八の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 郡上市八幡町那比字上ヶ平一五六五、字田洞六五一四の一、六五一四の四、六五一四の六、六五一五の一八、六五一五の一九の一、六五一五の一九の一
- 二 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、折伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

- 一 保安林予定森林の所在場所

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の二において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中津川市川上字丸野一〇八四の一、字山口四七一の七九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方針・期間及び樹種
 - 2 「次のとおり」とする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の二において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 岐阜県告示第三百三十五号
森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の二において準用する同法第三十条の規定により告示する。

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて総覽に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。なお、その届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において総覽に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十四年七月五日
- 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
安八郡輪之内町四郷一〇八外

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー下米田店

美濃加茂市下米田町今一七四 一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年三月七日

五 店舗面積

一、三八六平方メートル

六 駐車場の収容台数

五三台

七 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。なお、その届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において総覽に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

一 届出年月日

平成二十四年七月五日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー輪之内店

四	大規模小売店舗の新設日 平成二十五年三月七日
五	店舗面積 八〇台
六	駐車場の収容台数 一、九六四平方メートル
七	荷さばき施設の面積 五五平方メートル
	大規模小売店舗の変更の届出に関する件
	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
	なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
	また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
	平成二十四年七月十七日
	岐阜県知事 古 田 肇
一	届出年月日 平成二十四年七月五日
二	届出者の氏名又は名称 株式会社丸和ファーム
三	建物の名称及び所在地 カネスエ三里店
四	変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前九時 (変更後) 午前八時 (土日祝日の年間六十日 午前七時)
	来客が駐車場を利用することができます時間帯 (変更前) 午前八時三〇分～翌午前〇時三〇分 (変更後) 午前七時三〇分～翌午前〇時三〇分 (土日祝日の年間六十日 午前六時)
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前) 株式会社カネスエ 代表取締役 牛田彰 (変更後) 株式会社カネス工商事 代表取締役 牛田彰

一	届出年月日 平成二十四年七月五日
二	届出者の氏名又は名称 株式会社丸和ファーム
三	建物の名称及び所在地 カネスエ三里店
四	変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前九時 (変更後) 午前八時 (土日祝日の年間六十日 午前七時)
	来客が駐車場を利用することができます時間帯 (変更前) 午前八時三〇分～翌午前〇時三〇分 (変更後) 午前七時三〇分～翌午前〇時三〇分 (土日祝日の年間六十日 午前六時)

III(〇分から)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年七月十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー高山三福寺店

高山市三福寺町一四二番地の一 外

二 意見の概要

高山市長の意見

・当該予定地の周辺に商業施設が立地していることから交通の集中により交通の妨げにならないよう、必要に応じて交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること。

・また、当該予定地は通学路に隣接していることから、車両等の通行に際しては、児童、生徒の安全確保に配慮すること。

・騒音の発生や影響が小さくなるよう、不必要的アイドリングや荷さばき作業における騒音の発生を抑制するよう来店者・従業員・関係事業者への周知・教育に努めること。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所		縦 観 期 間
	大 垣 市 役 所	同 平 成 二 四 ・ 七 ・ 一 七 か ら 一 四 ま で	
鵜 森 三郷 地 区			

取消年月 日	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十 四年一月 三十日	有限会社 伊藤電建	代表取締 役 伊藤 敏廣	郡上市八幡町	般十八四	土木工事業
平成二十 四年三月 九日	株式会社 澁戸組	代表取締 役 灌戸 貴代美	小野二八 二九	般十九一	建築工事業
平成二十 四年三月 十二日	中部興業 株式会社	代表取締 役 長谷 川嘉彦	高烟五〇四番 地 加茂郡富加町 上麻生二四八	五〇一七四	
平成二十 四年三月 十二日	堀井電気 株式会社	代表取締 役 堀井克彦	惠那市串原五 一五〇	般二十三 一五〇九	管及び造園工事業
平成二十 四年三月 二十七日	山中工務 店 商会	代表取締 役 山中 茂樹	大垣市南高橋 町二丁目一〇 二番地	般二十一 一〇三〇	電気工事業
平成二十 四年三月 二十二日	株式会社 山中工務	代表取締 役 山中 茂樹	特十八 〇〇六四七	土木 土工、ほ装 防水及び内装仕上	建築 とび。 塗装、

四 四 日	平 成 二 十 四 年 六 月	一 日 四 年 六 月
	類 籠 建 設	躍 進
雅 文	役 類 籠 建 設	役 午 伊 藤
番 地 一	御 嵩 一 七 六 〇	四 一 四
	可 児 郡 御 嵩 町	
	二 二 三 一	六 六 五 五
	特 二 十三	
	建 築 工 事 業	

平成二十四年七月十七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社